



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 20 日 (火)
号外第 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（2）（警務課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の8課を置く。</p> <p>総務課 広報県民課 会計課 警務課 <u>人材育成課</u> 厚生課 情報管理課 監察課</p> <p>(会計課)</p> <p>第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 金銭の出納に関すること。 (5) <u>契約の審査に関すること。</u> (6) 略 (7) 略 (8) <u>施設の整備及び営繕に関すること。</u> (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 監査室においては、第1項第4号、<u>第5号、第7号及び第10号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>4 物品調達室においては、第1項第3号、<u>第6号、第11号及び第12号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(人材育成課)</p> <p>第7条 <u>人材育成課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の8課を置く。</p> <p>総務課 広報県民課 会計課 警務課 <u>教養課</u> 厚生課 情報管理課 監察課</p> <p>(会計課)</p> <p>第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) <u>国に属する金銭</u>の出納に関すること。 (5) 略 (6) 略 (7) <u>庁舎及び宿舍</u>の営繕に関すること。 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 監査室においては、第1項第4号、<u>第6号及び第9号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>4 物品調達室においては、第1項第3号、<u>第5号、第10号及び第11号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(教養課)</p> <p>第7条 <u>教養課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の<u>6課</u>を置く。</p> <p>生活安全企画課 少年課 生活環境課 <u>サイバー犯罪対策課</u> 地域課 通信指令課</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の<u>5課及び自動車警ら隊</u>を置く。</p> <p>生活安全企画課 少年課 生活環境課</p> <p>地域課 通信指令課</p>
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 次に掲げる法律の規定による鳥取県公安委員会又は本部長の権限に属する事務に関すること。</u></p> <p><u>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）</u></p> <p><u>イ 古物営業法（昭和24年法律第108号）</u></p> <p><u>ウ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）</u></p> <p><u>エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）</u></p> <p><u>オ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</u></p> <p><u>カ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）</u></p> <p><u>キ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）</u></p> <p><u>ク 警備業法（昭和47年法律第117号）</u></p> <p><u>ケ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）</u></p> <p><u>コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u></p> <p><u>サ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）</u></p> <p><u>シ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）</u></p>
<p>(9) 略</p> <p>2 生活安全企画課に、<u>地域安全相談対策室及び人身安全対策室</u>を附置する。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>人身安全対策室においては、第1項第6号から第8号までに掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(10) 略</p> <p>2 生活安全企画課に、<u>地域安全相談対策室</u>を附置する。</p> <p>3 略</p>

(生活環境課)

第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(7) 略

(8) 次に掲げる法律の規定による鳥取県公安委員会又は本部長の権限に属する事務に関すること。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

イ 古物営業法（昭和24年法律第108号）

ウ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）

オ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

カ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

キ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

ク 警備業法（昭和47年法律第117号）

ケ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）

コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

サ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）

シ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

(9) 略

(サイバー犯罪対策課)

(生活環境課)

第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(7) 略

(8) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の取締りに関すること。

(9) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。

(10) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

(11) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

(12) 略

2 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を附置する。

3 サイバー犯罪対策室においては、第1項第8号から第11号までに掲げる事務を処理する。

第15条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の取締りに関すること。
- (2) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

(地域課)

第16条 略

(通信指令課)

第17条 略

(捜査第一課)

第20条 略

2 捜査第一課に、検視官室及び機動捜査隊を附置する。

3 検視官室においては、第1項第7号に掲げる事務を処理する。

4 略

(組織犯罪対策課)

第22条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(6) 略
- (7) 鳥取県暴力追放運動推進センターの支援等に関すること。
- (8)～(10) 略

2・3 略

(警察本部の課等の内部組織の設置)

(地域課)

第15条 略

(通信指令課)

第16条 略

(自動車警ら隊)

第17条 自動車警ら隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 警ら用無線自動車による警らに関すること。
- (2) 事件事故等に対する初動措置に関すること。
- (3) 各種犯罪の予防検挙に関すること。

(捜査第一課)

第20条 略

2 捜査第一課に、機動捜査隊を附置する。

3 略

(組織犯罪対策課)

第22条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(6) 略
- (7) 鳥取県暴力追放運動推進センターに関すること。
- (8)～(10) 略

2・3 略

(警察本部の課等の内部組織の設置)

<p>第38条 本部の課、研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び学校（以下「課等」という。）の所掌事務を分掌させるため、課等に係その他の内部組織を置く。</p> <p>2 略</p> <p>（課長、所長及び隊長）</p> <p>第44条 本部の課に課長を、研究所に所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 略</p>	<p>第38条 本部の課、研究所、<u>自動車警ら隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び学校（以下「課等」という。）の所掌事務を分掌させるため、課等に係その他の内部組織を置く。</p> <p>2 略</p> <p>（課長、所長及び隊長）</p> <p>第44条 本部の課に課長を、研究所に所長を、<u>自動車警ら隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成30年 3 月 26 日から施行する。
（鳥取県警察教養規則の一部改正）
- 鳥取県警察教養規則（昭和30年鳥取県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（所属長の責務）</p> <p>第 5 条 所属長（警察本部の課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の長をいう。）は、所属職員への警察教養の実施が重要な責務であることを理解し、自らの責任を自覚するとともに熱意を持って警察教養を行わなければならない。</p>	<p>（所属長の責務）</p> <p>第 5 条 所属長（警察本部の課、科学捜査研究所、<u>自動車警ら隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の長をいう。）は、所属職員への警察教養の実施が重要な責務であることを理解し、自らの責任を自覚するとともに熱意を持って警察教養を行わなければならない。</p>

（鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 鳥取県警察国有物品管理規則（昭和40年鳥取県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（物品供用員）</p> <p>第 4 条 本部の課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署に、物品供用員を置く。</p> <p>2 物品供用員は、本部の課においては課長、科学捜査研究所においては所長、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊においては隊長、警察学校においては校長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 略</p>	<p>（物品供用員）</p> <p>第 4 条 本部の課、科学捜査研究所、<u>自動車警ら隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署に、物品供用員を置く。</p> <p>2 物品供用員は、本部の課においては課長、科学捜査研究所においては所長、<u>自動車警ら隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊においては隊長、警察学校においては校長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 略</p>